

Food Communication Compass 会員規約

会員

1. 会員とは、一般社団法人 Food Communication Compass (以下当団体) の会員規約を承認のうえ入会の申し込みをし、当団体が認めた個人、法人をいいます。
2. 会員資格を有する期間 (以下「会員期間」という。) は、申し込んだ月から当団体の会期末までの期間とします。
3. 特別会員は、当団体事業運営の協力者として入会した個人又は法人をいいます。

入会手続

1. 会員として当団体に入会しようとする場合は、ウェブサイト上の電磁的方法 (個人会員) か、申込書のメール添付 (法人会員) による方法でお申込みください。
2. 特別会員は、当団体のウェブサイトの執筆者やアドバイザリーボードなど、事業運営の協力者として入会した個人又は法人であり、理事の承認を得て入会するものとします。

会費

- (1) 個人会員 年額 1口10,000円(1口以上)
 - (2) 法人会員 年額 1口100,000円(1口以上)
- ※ 会期は10月から翌年9月までとし、年度途中の入会は、初年度は入会月からの月割計算 (2pの初年度会費表参照) となります。

会員特典

- (1) メールマガジンの発信 (毎週木曜日発行)
 - (2) セミナー、ワークショップの参加割引(年に数回)
- ※ 法人会員の方は、メールアドレスの登録は一口につき10個まで登録でき、特典セミナー・ワークショップは一口につき最大10名までご参加いただけます。
- ※ 会員は特典を受ける権利を、第三者に譲渡することはできません。
- ※ 特典により提供する情報の、無断でのメールマガジン機関紙等に転用または第三者に転送することを禁止します。記載希望の場合は必ず当法人の許可をとっていただきますようお願いいたします。
- ※ 特典の情報、コンテンツは、作成時点で信頼できるとされる多くの情報に基づき作成しておりますが、その完全性、正確性、適法性などについて、当法人は責任を負いません。
- ※ 当法人は会員が本特典の利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。

届出事項の変更等

会員及び特別会員は、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を当団体へ届けてください。

退会

会員及び特別会員は当団体に届出をすることにより、いつでも退会することができます。事業年度末現在の会員は、退会の届出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続するものとします。また会員期間中の退会の場合、お支払い済みの年会費は返還いたしません。

資格喪失

会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。

- (1)虚偽の申告があったとき
- (2)会費の支払いを怠ったとき
- (3)規約に違反があったとき
- (4)その他、運営上に支障があるとき

初年度会費表

入会月	個人会員	法人会員 (1口) メールマガジン 送付先10個まで
10月 (9月1日～30日に入会)	10,000	100,000
11月 (10月1日～31日に入会)	9,100	91,000
12月 (11月1日～30日に入会)	8,200	82,000
1月 (12月1日～31日に入会)	7,300	73,000
2月 (1月1日～31日に入会)	6,400	64,000
3月 (2月1日～29日に入会)	5,500	55,000
4月 (3月1日～31日に入会)	4,600	46,000
5月 (4月1日～30日に入会)	3,700	37,000
6月 (5月1日～31日に入会)	2,800	28,000
7月 (6月1日～30日に入会)	1,900	19,000
8月 (7月1日～31日に入会)	1,000	10,000
9月※ (8月1日～31日に入会)	100	1,000
次年度以降の年会費 毎年8月中旬より請求作業を開始し ます	10,000	100,000